

第 29 号

訴えの提起について

奨学金返還請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

奨学金返還請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金543,003円及び内金430,000円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
	(1) 金348,337円及び内金286,200円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
	(1) 金321,807円及び内金251,100円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
	(1) 金425,665円及び内金350,000円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。